

石綿障害予防規則等の改正について

令和5年12月

大阪労働局労働基準部健康課

石綿（労働安全衛生法上の規定）

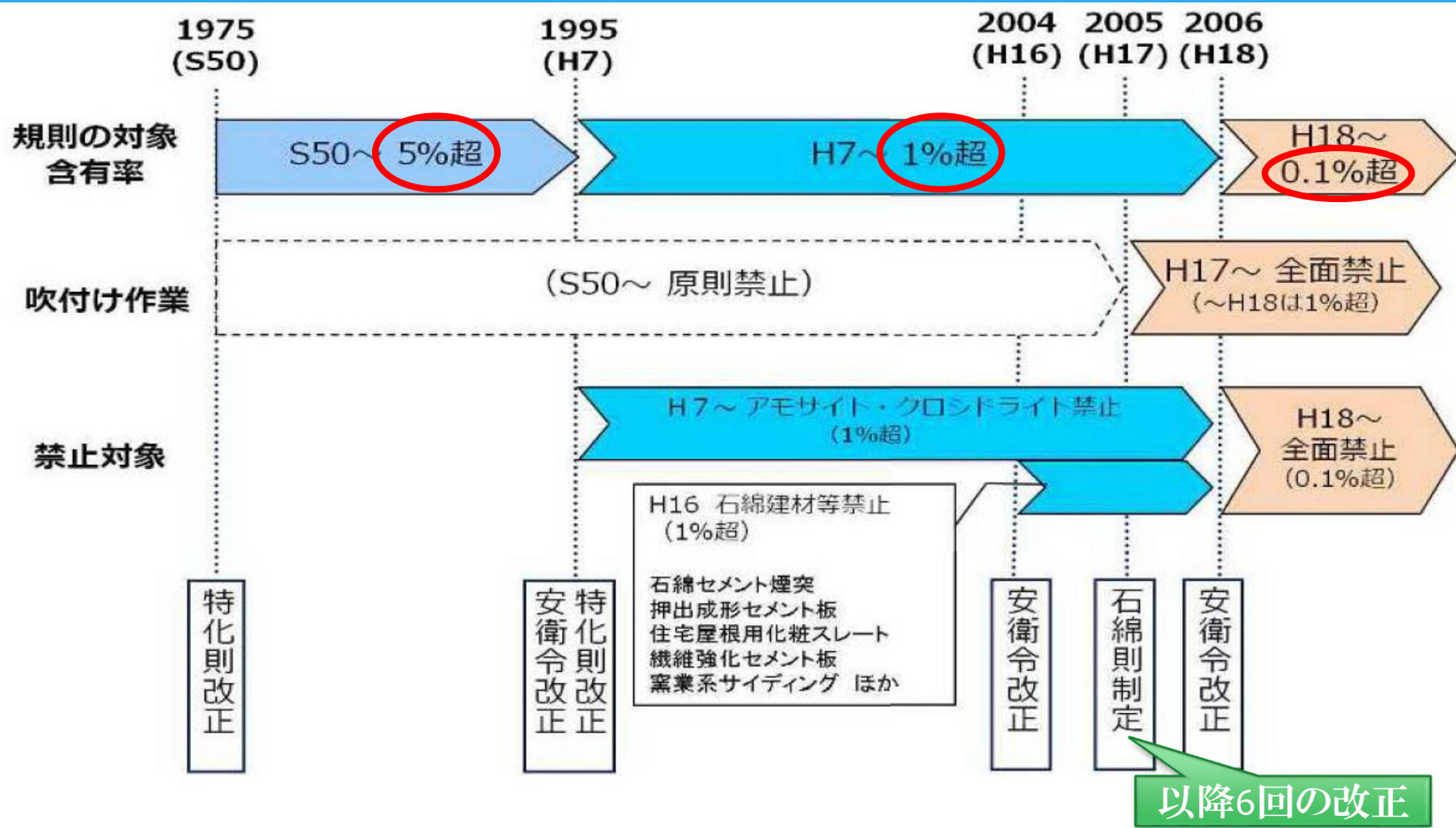
労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第六条第二十三号

石綿若しくは石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のため製造する作業若しくは第16条第1項第4号イからハまでに掲げる石綿で同号の厚生労働省令で定めるもの若しくはこれらの石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿分析用試料等」という。）を製造する作業

アスベスト（石綿）の種類

	分類	石綿名	備考
石綿	蛇紋石族	クリソタイル（白石綿）	ほとんどすべての石綿製品の原料として使用されてきた。世界で使われた石綿の9割以上を占める。
	角閃石族	クロシドライト（青石綿）	吹付け石綿として使用されていた。他に青石綿は石綿セメント高圧管、茶石綿は各種断熱保温材に使われてきた。
		アモサイト（茶石綿）	
		アンソフィライト石綿	他の石綿やタルク（滑石）、蛭石などの不純物として含まれる。アンソフィライト石綿は熊本県旧松橋町に鉱山があった。トレモライト石綿は吹付け石綿として一部に使用されていた。
		トレモライト石綿	
アクチノライト石綿			

- 石綿（アスベスト）は、天然の繊維状鉱物で、「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。石綿（アスベスト）の繊維は、肺線維症（じん肺）、中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることも知られています。
- 現在では、石綿（アスベスト）を含む製品の輸入・製造・使用等は禁止されていますが、過去には建材などに使用されてきたことから、建築物やその他の工作物等に石綿（アスベスト）を含む建材が使用されている場合があります。



参考図 労働安全衛生法令における石綿規制の推移

※ 厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル2.20」から引用

石綿障害予防規則

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 石綿等を取り扱う業務等に係る措置

第1節 解体等の業務に係る措置（第3条―第9条）

第2節 労働者が石綿等の粉じんにばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置（第10条）

第3節 石綿等を取り扱う業務に係るその他の措置（第11条―第15条）

第3章 設備の性能等（第16条―第18条）

第4章 管理（第19条―第35条の2）

第5章 測定（第36条―第39条）

第6章 健康診断（第40条―第43条）

第7章 保護具（第44条―第46条）

第8章 製造等（第46条の2―第48条の4）

第8章の2 石綿作業主任者技能講習（第48条の5）

第9章 報告（第49条・第50条）

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	7月	10月	4月		4月		4月	10月	
事前調査方法の明確化		周知	令和3年4月施行						
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行						
事前調査・分析調査を行う者の要件新設		周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）						令和5年10月施行	
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行						
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行						
解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設		周知、電子報告システムの開発			令和4年4月施行				
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行						
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行						
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行						
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和2年10月施行						
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行						
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行						
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年4月施行						

改正石綿則・安衛則の公布

**施行日前であっても必要な知識等を有する者に
行わせることが望ましい！**

**それぞれの施行日以降に開始
される工事/作業から適用
（調査時点ではないことに留意）**

改正後の規制（改正石綿障害予防規則）

改正前

改正後 ※下線部分が改正内容

レベル1 石綿含有吹付け材



計画届 ※ 十四日前

- 事前調査
- 作業計画
- 掲示
- 湿潤な状態にする
- マスク等着用
- 作業主任者の選任
- 作業者に対する特別教育
- 健康診断

- 負圧隔離
- 集じん・排気装置の初回時点検
- 作業開始前の負圧点検
- 等

レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材



作業届 ※ 工事開始前

- マスク等着用
- 作業主任者の選任
- 作業者に対する特別教育
- 健康診断

等

レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材



けい酸カルシウム板1種※2（破碎時）
仕上げ塗材（電動工具での除去時）

レベル3
スレート、Pタイル等
その他石綿含有建材

レベル1
石綿含有吹付け材

レベル2
石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材

事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事^{※1}が対象）

計画届（レベル2も計画届） ※ 十四日前

- 事前調査
※調査方法を明確化
- 資格者による調査
- 調査結果の3年保存、現場への備え付け
- 作業計画
- 作業状況等の写真等による記録・3年保存
- 掲示
- 湿潤な状態にする
- マスク等着用
- 作業主任者の選任
- 作業者に対する特別教育
- 健康診断

- 負圧隔離
- 集じん・排気装置の初回時、変更時点検
- 作業開始前、中断時の負圧点検
- 隔離解除前の取り残し確認
- 等

隔離
※負圧は不要

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

規制内容の詳細・解説等

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる**全ての**部材について**事前調査**が必要
- 事前調査は、**設計図書**などの文書および**目視**による確認が必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合に、**分析**による**調査**の実施が義務

※ 石綿が**使用されているものとみなして**、ばく露防止措置を講ずれば、**分析は不要**

吹付材についても、石綿等が使用されているものと**みなすことができる範囲に追加**した

- ◆ 「目視」とは、単に目で見えて判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
 - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・ その**製造年月日**が**平成18年9月1日以降**であることを確認する方法

規制内容の詳細・解説等

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

◆以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい

- ・過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
- ・インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリ（有害物質一覧表）の確認
- ・**着工日が平成18年9月1日以降**であることの確認

◆以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要

- ・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ・**工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業**

釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業をいう。

⇒電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要がある。

- ・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・**石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業**

国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁が、用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された工作物や船舶をいう。

規制内容の詳細・解説等

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

ご注意！

設計図書にノンアスベスト材料等、石綿等が使用されていない建材であることの記載がある場合であっても、労働安全衛生法令の適用対象となる石綿等の含有率は数次にわたり変更されているため、材料の製造当時は法令適用対象外として石綿等の使用がないと判断されていたとしても、現行の法令では適用対象となる場合もあることから、設計図書の記載のみをもって石綿等が使用されていないと判断することはできない。

規制内容の詳細・解説等

工事開始前の石綿の有無の調査

令和5年10月1日施行

■事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

事前調査が不十分なまま工事が行われる事例が認められたことから、建築物については、必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものによる事前調査の実施を義務付けたもの。

本規定の要件を満たす者が十分な人数確保されるまでの期間を勘案して、本規定の施行は令和5年10月1日としているが、本規定の施行前であっても、事前調査は必要な知識を有する者に行わせることが望ましい。

分析調査についても同様

規制内容の詳細・解説等

工事開始前の石綿の有無の調査 令和5年10月1日施行

■事前調査・分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆建築物の事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者

※ 一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定

- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

◆船舶の事前調査を実施することができる者

- ・ 船舶石綿含有資材調査者

規制内容の詳細・解説等

工事開始前の石綿の有無の調査 令和5年10月1日施行

■事前調査・分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆分析調査を実施することができる者

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク 若しくはBランクの認定分析技術者 又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定 JEMCAインストラクター」
- ・ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査を
行う必要があります

事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを
使用すれば、パソコン・スマホから
24時間報告できます ※



一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の
報告をあらかじめ行う必要があります

※ システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体 改修 ※1	解体部分の床面積の合計が80㎡以上 請負金額が税込100万円以上
特定の工作物 ※3	解体・改修 ※2	請負金額が税込100万円以上

材料費も含めた
工事全体の請負代金

※1 建築物の改修工事は、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事
であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設
備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・
切断・破砕・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に
補修や部品交換等を行う場合を含みます。

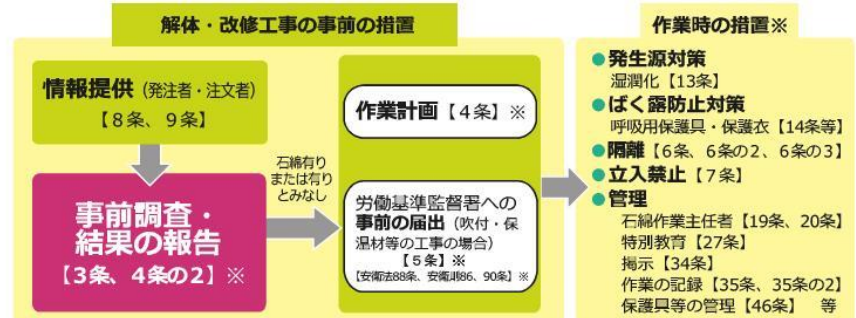
※3 報告対象となる工作物は以下のものです（なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です）。

- 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散
防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。 ※は原則規定のあるもの。
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する
法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概
要、法令改正の内容、
建築物等の解体・改修
工事を行う際に必要な
措置等の改正ポイント
や、石綿の分析に関す
るマニュアルなど、事
業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた
情報を掲載しています。

各種手続きについて

**事前調査結果報告システム
の操作方法について**

GビズIDについて

石綿事前調査結果報告システムをご利用
頂く前に「利用者マ
ニュアル・詳細機能
欄」を参照ください。

GビズIDトップ画面
「ウィットマニュアル」
をご確認ください。
ご不明点はお問
合せ先まで。

令和5年10月1日
着工の工事から!!

事前調査は、 「建築物石綿含有建材調査者」 が行う必要があります！

- ※
- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
 - ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
 - ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
 - ・ 令和5年9月までに日本アスベスト
調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

規制内容の詳細・解説等

工事開始前の石綿の有無の調査 令和3年4月1日施行

- 調査結果の**記録**は、**3年間保存**する必要
- 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

◆ 調査結果の**記録項目**

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

計画届の対象拡大

(労働安全衛生規則の改正)

■ 以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象とする。

- ① 耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ② 耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ③ 建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

改正前

	建築物、工作物、船舶	
	うち耐火建築物・準耐火建築物	
吹き付けられている石綿等の除去	作業届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届



令和3年4月以降（現行）

	建築物、工作物、船舶	
	うち耐火建築物・準耐火建築物	
吹き付けられている石綿等の除去	計画届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届

- あらかじめ、**電子届**により、事前調査の結果等を労働基準監督署に報告することが必要

＜届出が必要な工事＞

- ①解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が100万円以上の建築物の改修工事（※1）
- ③請負金額が100万円以上の特定の工作物（※3）の解体・改修工事（※2）
- ④総トン数が20トン以上の船舶の解体・改修工事

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

<届出事項>

- ・ 事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日
- ・ 工事の実施期間
- ・ 上記①の工事の場合は床面積の合計、上記②又は③の工事の場合は請負代金の額
- ・ 建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の有無（無の場合の判断根拠）の概要
- ・ 調査を行った者の氏名・証明書類の概要（建築物の場合）、石綿作業主任者氏名（石綿等が使用されている場合）

<留意事項>

- ・ 解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用することとする。
- ・ 同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて届け出なければならないこととする。

※ 紙での報告も可

石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。
※システムの利用にはgBizID（gBizIDプログラムまたはgBizIDエントリー）が必要です。gBizIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

石綿事前調査結果報告システム 検索



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

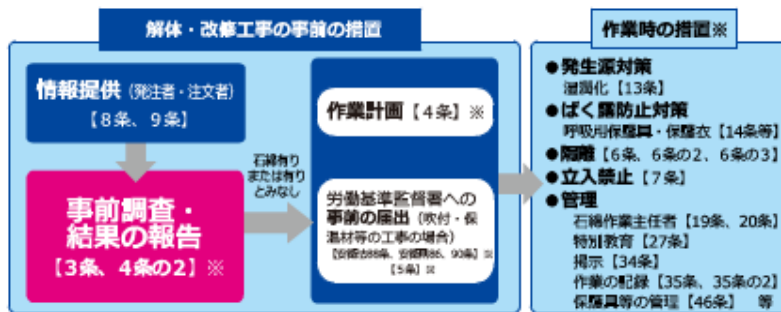
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

- ① 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事（*1）
- ③ 請負金額が100万円以上の特定の工作物（*3）の解体・改修工事（*2）
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶の解体・改修工事

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・朝顔・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部屋交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に付ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に付ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・炉前設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽質盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りともみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください！



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト 検索



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル中です。

規制内容の詳細・解説等

成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

■石綿含有**成形品**（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、**切断・破砕等以外の方法**による必要（技術上困難な場合を除く）

◆切断・破砕等以外の方法とは：ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなど

◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

■**けい酸カルシウム板第1種**をやむを得ず**切断・破砕等**するときは、ビニルシートなどにより作業場所を**隔離**し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

※ 作業場所の隔離は、**負圧**に保つ**必要はない**

※ **下線部は、令和6年4月1日から、「石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずること。」と変更になります。**（石綿則第6条の2第3項）

規制内容の詳細・解説等

建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置 令和3年4月1日施行

- ・石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に**努める必要**

◆湿潤な状態にする方法：

散水、固化剤を吹き付けること、剥離剤を使用すること等の方法がある

「**湿潤な状態**のものとする」とは、作業前に散水等により対象となる材料を一度湿潤な状態にすることだけでなく、**切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行う**ことにより、湿潤な状態を保つことをいう。

◆発散防止措置：

除じん性能付き電動工具の使用、作業場所の**隔離**

- ※ **令和6年4月1日から**、「石綿等を湿潤な状態のものとして、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を**講じなければならぬ**。」と変更になります（石綿則第13条）。

規制内容の詳細・解説等

石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 令和3年4月1日施行

- 仕上げ塗材については、吹付施工のものも含めて、今回の改正で**レベル3相当**と整理
- 特定の**電動工具**（**ディスクグラインダー**または**ディスクサンダー**）を用いて石綿含有**仕上げ塗材**を除去する場合は飛散性が高いが、吹き付けられた石綿等や石綿含有保温材等を除去する場合ほど石綿等の粉じんは発散しないことから、施工の方法によらず、電動工具を用いて石綿含有仕上げ塗材を除去するときは、ビニルシート等で**隔離養生**（負圧不要）すること等の措置を義務づけたものであること。

規制内容の詳細・解説等

写真等による作業の実施状況の記録 令和3年4月1日施行

規定の趣旨

- ・ **事前調査**を適切に**行わず**に解体等の作業を行った事例
- ・ 吹き付けられた石綿等があるにもかかわらず、**届出を行わない**まま作業を行った事例
- ・ 必要な石綿ばく露防止のための**措置を講じることなく**作業を行った事例
等が認められた。



解体工事や改修工事は工事終了後に改正石綿則に基づく**措置が適切に実施されたか**
どうかを行政等が**確認**することは**困難**



解体・改修工事の発注者は、石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすることが必要

工事終了後においても、改正石綿則に基づく措置が適切に実施されたかどうかを確認することができるよう、作業計画に基づく作業について、**写真その他実施状況を確認できる方法**により**記録**し、**保存**しなければならない。

3年間の保存期間は、行政による事業者に対する指導において関係書類として活用すること、事業者が適切に石綿ばく露防止対策を講じる動機付けとすること等が目的。

工事・作業別の規制内容の早見表

■ 工事開始前まで ■

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存		●	●	●
事前調査に関する資格者要件		●		●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）		●※1	●※2	●※3
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）		●※4	●※4	●※4

※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る

※4 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。
建設業・土石採取業以外の事業者にあつては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る） ■

主な規制内容 作業の種類	吹付石綿、保温材等の除去等	砕等 ム板第1種の破 けい酸カルシウ	仕上塗材の電動 工具による除去	スレート板等の 成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●			
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	●

石綿総合情報ポータルサイト (厚生労働省委託事業)

石綿 総合情報ポータルサイト TOP

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿とは 事業者 作業従事者 一般の方 報告システム 改正ポイント 講習会情報 リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト



建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中皮腫などの原因となります。

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。

事業者 が知っておくべきこと

- ▶ 解体・改修工事の発注者
- ▶ 工事の元請業者
- ▶ 改修・リフォーム業者
- ▶ 解体業者

作業従事者 が知っておくべきこと

- ▶ 改修工事、リフォーム工事、解体工事等の作業従事者

一般の方 が知っておくべきこと

- ▶ リフォーム、解体工事等、工事現場の近隣に居住
- ▶ お住まいのリフォーム、解体工事を検討
- ▶ お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

石綿事前調査結果報告システム

令和4年4月1日から「石綿事前調査結果報告システム」による報告が義務化されています。

▶ 事前調査結果の報告は ▶ [こちらから](#)

▶ 報告システムの「利用者マニュアル(基本操作編、詳細機能編)」報告システム FAQ 集、一括申請様式、などは、▶ [こちらから](#)

【報告対象となる工事】

※ 石綿の有無によらず以下のいずれかに該当する場合には報告が必要です。

- ① 解体部分の延べ床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶(鋼製のものに限る)の解体又は改修工事(※令和4年(2022年)1月13日厚生労働省令第3号により追加)

事前調査を行う者の要件

令和5年10月1日着工の工事から事前調査は厚生労働大臣が定める講習を修了したものが行います。

▶ [建築物石綿含有建材調査者](#)

- ① 建築物等:
建築物石綿含有建材調査者講習の修了者又は、日本アスベスト調査診断協会の登録者が行います。
- ② 船舶:
船舶石綿含有資材調査者講習の修了者が行います。

ご清聴ありがとうございました。

